

# 水産政策審議会第49回漁港漁場整備分科会会議次第

日時：令和4年5月25日（水）午後2時00分～

場所：農林水産省7F 特別第3会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（審議事項）

行政不服審査請求について

（その他）

新たな漁港漁場整備長期計画の推進に向けた今後の対応について

4 閉 会

# 水産政策審議会第49回漁港漁場整備分科会

## 資料一覧

資料1 新たな漁港漁場整備長期計画の推進に向けた今後の対応について

参考資料1 (プレスリリース) 漁港漁場整備長期計画の閣議決定について

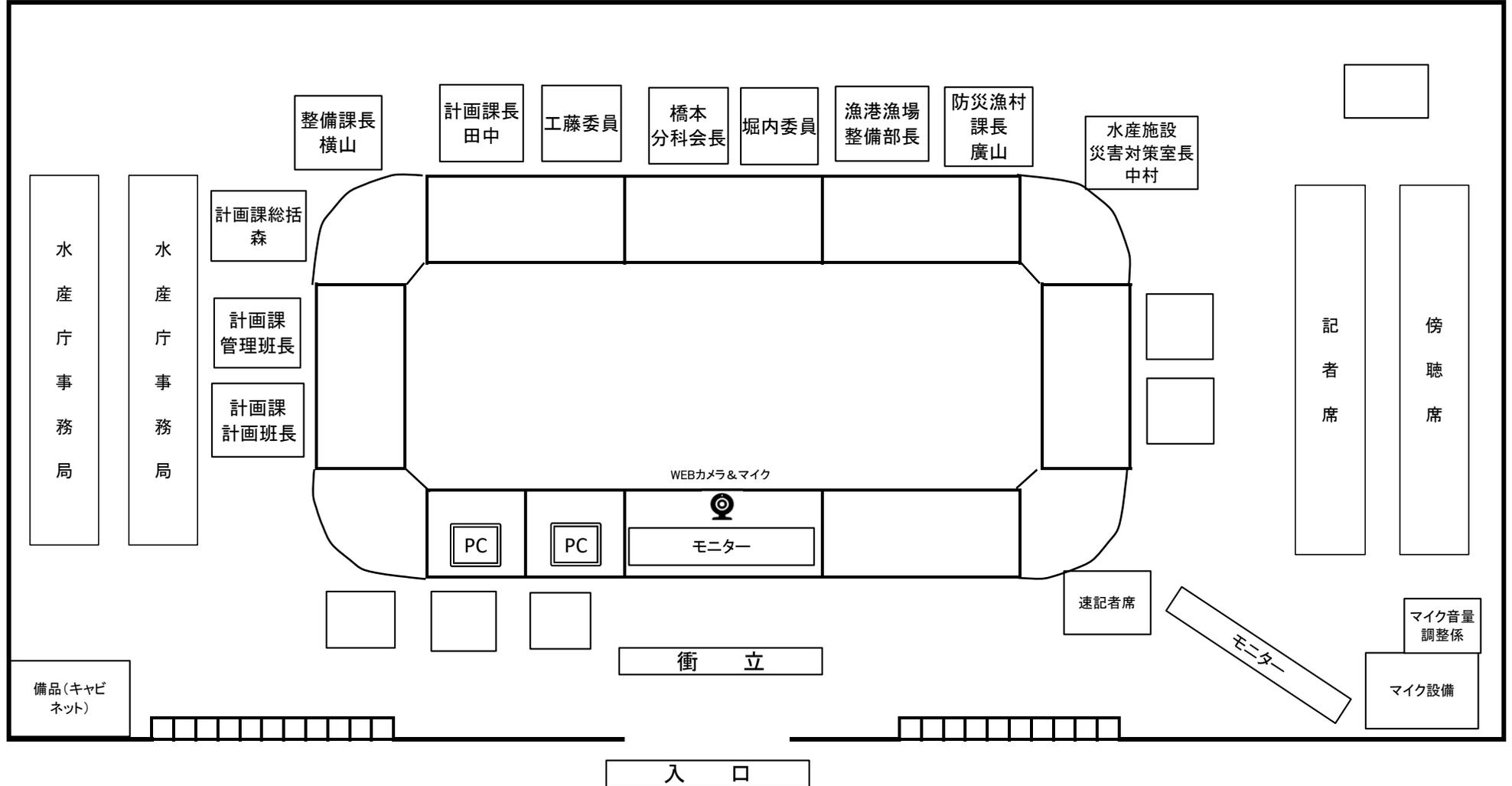
参考資料2 (プレスリリース) 説明会の開催について

参考資料3 令和4年度関連予算について

参考資料4 漁港漁場整備長期計画の概要及び本文

# 水産政策審議会第49回漁港漁場整備分科会 座席表

農林水産省 7F 第3特別会議室  
令和4年5月25日 14:00~



## 漁港漁場整備分科会委員

氏名	現職	備考
あらき なおこ 荒木 直子	全国漁協女性部連絡協議会会長	
くどう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科教授	分科会長代理
さかもと まさのぶ 坂本 雅信	千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長	
さだいけ ゆき 定池 祐季	東北大学災害科学国際研究所助教	
たに りょういち 谷 綾一	日本遠洋旋網漁業協同組合理事	
はしもと ひろゆき 橋本 博之	明治大学専門職大学院法務研究科教授	分科会長
ほりうち せいじ 堀内 精二	(株)ホリエイ代表取締役	

(委員数 7 名 : 五十音順、敬称略)

## 漁港漁場整備分科会特別委員

氏名	現職	備考
ふかがわ さおり 深川 沙央里	(株)クリエーション WEB PLANNING代表取締役	

(特別委員数 1 名 : 五十音順、敬称略)

(委員・特別委員数 合計 8 名)

# 新たな漁港漁場整備長期計画の推進に向けた 今後の対応について

令和4年5月25日  
水産庁

## 閣議決定

- 令和4年3月10日 水産政策審議会第48回漁港漁場整備分科会 答申
- 3月22日 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更
- 3月25日 新たな漁港漁場整備長期計画の閣議決定

## 説明会スケジュール

- 「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」説明会（主催：水産庁）

- 令和4年5月17日 関東・東海・北陸ブロック（東京都）
- 5月24日 北海道ブロック（北海道）
- 5月26日 東北ブロック（宮城県）
- 6月2日 近畿・四国ブロック（兵庫県）
- 6月6日 中国ブロック（鳥取県）
- 6月9日 九州・沖縄ブロック（福岡県）

- 「漁港漁場整備長期計画」説明会（主催：都道府県漁港漁場協会）

- |           |     |       |     |       |     |
|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 令和4年4月20日 | 北海道 | 5月19日 | 富山県 |       |     |
| 5月23日     | 静岡県 | 5月27日 | 愛媛県 |       |     |
| 6月16日     | 兵庫県 | 6月23日 | 長崎県 | 7月28日 | 愛媛県 |

⋮

順次開催

## 令和4年度 主な関連予算

### ➤ 水産基盤整備事業（公共事業）：727億円

拠点漁港等における漁船大型化への対応など流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、環境変化に対応した漁場や藻場・干潟の保全・整備、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進

### ➤ 漁港機能増進事業：6.5億円

就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編や「海業」振興のための漁港利用の適正化、漁港のグリーン化に資する施設の整備等により漁村の活性化を推進

### ➤ 浜の活力再生・成長促進交付金：27億円

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、環境負荷低減対策、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援

### ➤ 水産多面的機能発揮対策事業：17億円

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援

### ➤ 離島漁業再生支援等交付金：15億円

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援

## 長期計画の推進のための具体的な取組（主なもの）

### （１）産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

#### ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- 糸満漁港（沖縄）、椿泊漁港（徳島）等において、市場統合などの漁港機能を再編・集約
- 銚子漁港（千葉）、境漁港（鳥取）等において、高度衛生管理型の荷さばき施設を整備
- 枕崎漁港（鹿児島）、三崎漁港（神奈川）等において、冷凍冷蔵施設を整備
- 大船渡漁港（岩手）、焼津漁港（静岡）等において、漁船の大型化に対応した施設整備
- EU HACCP認定施設のフォローアップと横展開の実施 など

#### イ 養殖生産拠点の形成

- 圏域計画において、全国約200の養殖生産拠点地域を設定
- うらみ地区（和歌山）において、クロマグロ養殖の静穏域拡大のための消波堤を整備
- 入津湾地区（大分）において、養殖環境改善のための作れいを実施
- 薄井地区（鹿児島）において、養殖ブリの加工場を整備 など

### （２）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

#### ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- 海域環境のモニタリングの実施とその結果を踏まえた、水産環境マスタープラン等の見直し
- 北海道太平洋東部地区におけるクロガシラガレイ等の生活史を踏まえた漁場（産卵場、生息場）を整備
- 青森県陸奥湾地区等における藻場ビジョンに基づくハード・ソフト対策を実施
- 日本海西部地区、対馬海峡地区等のフロンティア漁場整備を実施
- 磯焼け対策全国協議会の開催による優良事例等の全国展開
- 高水温に強い藻場の造成手法の確立 など

## 長期計画の推進のための具体的な取組（主なもの）

### イ 災害リスクへの対応力強化

- 田ノ浦漁港（高知）、沼島漁港（兵庫）等において、漁港施設の耐震性確保や津波に対して粘り強い構造への強化を実施
- 将来の気候変動による影響を踏まえた設計の考え方を提示
- 和具地区（三重）、佐賀地区（高知）等において、避難施設や避難路を整備
- BCP等の考え方を示した「災害に強い水産地域づくりガイドライン」を充実化し、全国へ普及 など

### (3) 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

#### ア 「海業」による漁村の活性化

- 漁協や民間事業者による長期安定的な事業運営を可能とする漁港用地等の利活用に関する仕組みを検討
- 漁港の釣り利用のための「釣り利用・調整ガイドライン（仮称）」の作成と普及
- 船越地区（福岡）等において、海業に資する施設の整備や渚泊の取組を実施
- 五島市（長崎）、利尻町（北海道）等において、離島漁業の再生に資する海業等の取組を実施 など

#### イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- 赤瀬漁港（熊本）、羅臼漁港（北海道）等において、就労環境改善に資する浮棧橋や岸壁屋根を整備
- 佐井漁港（青森）等において、漁港近傍で作業が可能な漁場創出を実施
- 漁港利活用のための民間事業者とのマッチング手法の検討
- 中村地区（島根）、宇佐地区（高知）等において、漁村の生活環境改善のための漁業集落排水施設や集落道を整備 など

### (共通課題) 社会情勢の変化への対応

- グリーン化の推進に向け、漁港漁場におけるCO2削減手法に関する情報収集と将来に向けたあるべき姿を検討
- カーボン・オフセットを活用した持続的な藻場保全の仕組みを検討
- 産地市場のICT導入促進に向けた優良事例の収集と横展開を実施
- 海洋環境観測ブイの設置の推進と関係機関との情報共有体制を構築 など

## 新たな「漁港漁場整備長期計画」について

本日、新たな「漁港漁場整備長期計画」が閣議決定されました。

### 1. 趣旨

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3の規定に基づき、水産業、漁村を支える基盤である漁港や漁場の整備の総合的かつ計画的な実施に資するため、5年間で一期として策定するものです。新たな計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間で計画期間としています。

### 2. 新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

今後5年間に重点的に取り組む課題を以下の3つに明確化するとともに、目指す姿と成果目標・事業量等を設定し、計画的に漁港漁場整備事業を推進します。

#### （1）産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

##### ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

##### イ 養殖生産拠点の形成

養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。

##### 主な成果目標

- ・流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を45%からおおむね70%に向上させる
- ・漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大によりおおむね100万トンの養殖生産を確保する 等

#### （2）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

##### ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

##### イ 災害リスクへの対応力強化

頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

#### 主な成果目標

- ・水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね6.5万トンの水産物を増産させる
- ・流通拠点漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を27%からおおむね70%に向上させる 等

### (3) 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

#### ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

海や漁村に関する地域資源を活かした海業（うみぎょう）等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

#### イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

#### 主な成果目標

- ・漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね200万人増加させる
- ・漁港における新たな「海業（うみぎょう）」等の取組をおおむね500件展開する 等

#### <添付資料>

[漁港漁場整備長期計画（令和4年度～令和8年度）\(PDF：405KB\)](#)

[漁港漁場整備長期計画のポイント（令和4年度～令和8年度）\(PDF：550KB\)](#)

#### 【お問合せ先】

漁港漁場整備部計画課

担当者：計画班 安田、鈴木

代表：03-3502-8111（内線6843）

ダイヤルイン：03-6744-2387

## 新たな「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」に係る説明会の開催及び参加者の募集について

水産庁は、新たな「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」について、地方公共団体、漁連、漁協、漁業団体、水産加工・流通団体、漁業者などの関係者に幅広く周知するため、令和4年5月17日(火曜日)から6月9日(木曜日)まで全国6会場で順次、説明会を開催いたします。各説明会の様子は、Web会議システムを通じて傍聴が可能です。なお、本説明会は公開です。

### 1. 概要

令和4年3月25日に新たな「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」が閣議決定されました。

新たな「水産基本計画」では、今後10年程度を見通し、海洋環境やとりまく社会・経済の変化など水産業をめぐる状況等を考慮し、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現に向けて、次の三本の柱を中心に水産に関する施策を展開していきます。

- (1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施
- (2) 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現
- (3) 地域を支える漁村の活性化の推進

この他にも、水産物の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策として、スマート水産技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、新型コロナウイルス感染症対策、東日本大震災からの復興、水産物の自給率目標等について、今後の水産政策の展開方向を示しています。

また、新たな「漁港漁場整備長期計画」では、今後5年間に重点的に取り組む課題を次の三点に明確化するとともに、目指す姿と成果目標・事業量等を設定し、計画的に漁港漁場整備事業を推進していきます。

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化
- (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保
- (3) 「海業(うみぎょう)」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

これらの計画について、地方公共団体、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業団体、水産加工・流通団体、漁業者などの関係者に幅広く周知することを目的として、全国6会場で説明会を開催いたします。

### 2. 開催日時及び場所

会場	開催日時	会場	会場参加可能人数
北海道会場	令和4年5月24日(火曜日) 14時～16時	ACU SAPPORO 大研修室1614 (北海道札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45 16 階)	約200名
仙台会場	令和4年5月26日(木曜日) 13時30分～15時30分	TKPガーデンシティ仙台 ホール30A (宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER30階)	約100名

東京会場	令和4年5月17日(火曜日) 14時～16時	農林水産省7階 講堂 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	約200名
神戸会場	令和4年6月2日(木曜日) 14時～16時	神戸地方合同庁舎1階 共用第4会議室 (兵庫県神戸市中央区海岸通29)	約110名
境港会場	令和4年6月6日(月曜日) 13時30分～15時30分	夢みなとタワー 多目的ホールA (鳥取県境港市竹内団地255-3)	約250名
福岡会場	令和4年6月9日(木曜日) 14時～16時	福岡国際会議場2階 多目的ホール (福岡県福岡市博多区石城町2-1)	約200名

### 3. 内容

- ・ 新たな「水産基本計画」について
- ・ 新たな「漁港漁場整備長期計画」について
- ・ デジタル水産業戦略拠点について

### 4. 参加申込方法及びお問合せ先

説明会への参加を希望される方は、各地区説明会開催の前日12時まで（境港会場は6月3日（金曜日）12時まで）に下記フォームよりお申込みください。（電話でのお申込は御遠慮願います。）

< 説明会参加申込フォーム >

<https://www.contactus.maff.go.jp/jfa/form/kikaku/220510.html>

< お問合せ先 >

北海道会場（参加申込締切：5月23日（月曜日）12時）  
お問合せ先：北海道漁業調整事務所 資源課 梅田、東  
ダイヤルイン：011-709-2383

仙台会場（参加申込締切：5月25日（水曜日）12時）  
お問合せ先：仙台漁業調整事務所 総務係 藪上、田中  
ダイヤルイン：022-291-2774

東京会場（参加申込締切：5月16日（月曜日）12時）  
お問合せ先：水産庁漁政部企画課 青木  
ダイヤルイン：03-6744-2343

神戸会場（参加申込締切：6月1日（水曜日）12時）  
お問合せ先：瀬戸内海漁業調整事務所 総務課 平山  
ダイヤルイン：078-392-2281

境港会場（参加申込締切：6月3日（金曜日）12時）  
お問合せ先：境港漁業調整事務所 吉田次長、資源課 成田  
ダイヤルイン：0859-44-3689

福岡会場（参加申込締切：6月8日（水曜日）12時）  
お問合せ先：九州漁業調整事務所 総務課 渡邊、堀江  
ダイヤルイン：092-273-2000

参加に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、参加をお断りすることがありますのでご注意ください。

- （ア）事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- （イ）携帯電話等の電源は必ず切って参加すること。

- (ウ) 参加中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。  
説明者及び参加者の発言に対する賛否の表明又は拍手  
参加中の入退席(ただし、やむを得ない場合を除く。)  
報道関係者の方々を除き、カメラ、テープレコーダー、ワイヤレスマイク等の使用  
新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書  
飲食及び喫煙
- (エ) 銃砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。
- (オ) その他事務局職員の指示に従うこと。

なお、参加申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、確認等御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。  
その他、御不明な点等がありましたら、各会場お問合せ先まで御連絡ください。

## 5. Webによる傍聴について

新型コロナウイルス感染症対策及び説明会当日に対面での参加が難しい場合を想定し、Web会議システム"Webex"から、説明会当日の様子を傍聴できます。  
傍聴を希望される方は、下記の申込みフォームからご登録ください。ご登録いただいた方には、説明会前日までに、傍聴に必要な各種情報(URL、資料等)をメールにてお送りします。  
なお、Web視聴では当日質疑応答はできません。御発言されたい方等につきましては、会場でのご参加をお願いいたします。

傍聴に当たり、次の留意事項を遵守願います。これらが守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- (ア) Webexにおいてマイクをミュートにすること
- (イ) 事務局職員等の指示に従うこと

< 傍聴申込フォーム >

<https://www.contactus.maff.go.jp/jfa/form/kikaku/220511.html>

## 6. その他

新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で説明会を開催します。その上で、会場の収容人数又はWeb回線の都合上、希望者多数となった場合には出席者等の調整をお願いする場合があります。

## 7. 報道関係者の皆様へ

報道関係者で取材を希望される方は、資料準備の関係から上記の「参加申込方法」に従いお申し込みください。その際、報道関係者である旨を必ず明記してください。  
当日は、受付にて記者証等の身分証明書を提示していただきますので、あらかじめ御了承願います。

### 【お問合せ先】

漁政部企画課

担当者：水谷、青木

代表：03-3502-8111(内線6576)

ダイヤルイン：03-6744-2343

# 令和4年度 主な関連予算について

# 令和4年度水産基盤整備事業概算決定等について

## 1. 令和4年度予算案及び令和3年度補正予算のポイント

- ・ 水産基盤整備事業(公共) : 72,669百万円(対前年比100.1%)
  - ・ 令和3年度補正予算: 27,000百万円
    - うち、防災・減災対策※ : 23,000百万円
    - うち、TPP等関連対策 : 4,000百万円
- 〔※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る予算〕

〔(参考)関連対策(非公共事業)として、以下を確保。〕

・「漁港機能増進事業」	令和4年度概算決定	645百万円
・「水産業競争力強化漁港機能増進事業」	令和3年度補正予算	1,000百万円

## 2. 拡充事項

- (1) 拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策<拡充>
- (2) 養殖業成長産業化に向けた養殖生産拠点における一体的な施設整備 <拡充>
- (3) 資源回復・増大促進のための栽培漁業と連携した漁場整備の展開<拡充>
- (4) 漁業地域における防災・減災対策の更なる推進 <拡充>
- (5) 漁港施設の予防保全型の老朽化対策の推進によるライフサイクルコストの低減 <拡充>
- (6) 持続可能な水産物生産体制の構築に向けた水産基盤整備事業の展開 <拡充>

# 令和4年度概算決定 水産基盤整備事業の概要①

## (1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

### 流通拠点漁港の機能強化

#### 【課題と対応】

- ・水産物への世界的な需要の高まり
- ・沖合・遠洋漁船の大型化
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大

- ・流通機能の再編・集約と輸出促進対策の推進
- ・漁船の大型化に対応した泊地・岸壁の整備

- 高度衛生管理型荷さばき所
- 大水深岸壁



### 養殖生産拠点の形成

#### 【課題と対応】

- ・養殖水産物の世界的需要増大による輸出機運の高まり
- ・養殖業の成長産業化の推進

- ・沖合や陸域の一体的整備による養殖生産拠点の形成
- ・静穏水域の創出による養殖場等の大規模化の推進

- 沖合への大規模養殖展開
- 養殖生産拠点の整備



## (2) 持続可能な漁業生産体制の確保

### 漁場生産力の強化

#### 【課題と対応】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化

- 水産物の生活史に対応した漁場整備
- 漁場のICT化の推進



## 以下を拡充要求

### 拠点漁港の流通機能強化

- 既存施設の再編・整序や衛生管理関連施設の整備促進



既存施設の再編・整序による施設整備の促進



高度衛生管理に対応した加工場

施設整備促進に必要な既存施設の再編・整序、産地における一体的な衛生管理の下での出荷体制構築に必要な加工場等の整備。

### 養殖業成長産業化への対応

- 養殖生産拠点における生産力の向上を図るための施設の整備



海水馴致施設



養殖場に隣接した荷さばき所

種苗の海水馴致に必要な施設や消費地のニーズに合致した流通・加工等を行うための荷さばき所、加工場等の整備。

### 資源回復対策の推進

- 海域の生産力の底上げを目指し、良好な海域環境創造対策を強化



老朽化した魚礁の再生



種苗生産施設

漁場整備の効果を高めるための種苗生産施設整備や老朽化した魚礁等の再生対策の実施。

# 令和4年度概算決定 水産基盤整備事業の概要②

## (2) 持続可能な漁業生産体制の確保

### 漁港施設の強靱化対策

#### 【課題と対応】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化
- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による、維持・更新費用の増大

- ・漁港の施設の地震・津波対策の推進
- ・台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進
- ・漁港施設の計画的な長寿命化対策

#### ○漁港施設の耐浪化



#### ○漁港施設の長寿命化対策



### グリーン社会の実現に向けた取組

#### 【課題と対応】

- ・地球規模の温暖化の進行や大規模自然災害の頻発により、将来も見据えた持続可能な産業基盤の構築が急務。

- ・CO2排出抑制に資する太陽光パネル設置
- ・水産生物の幼稚魚の育成の場のみならずCO2固定効果のある藻場等の保全・創造等の取組の実施

#### ○太陽光パネルの設置 ○藻場・干潟の保全・創造



## (3) 漁村の活性化と漁港利用促進

#### 【課題と対応】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

- ・既存施設の改良・除却等を通じた漁港の有効利用促進
- ・漁港における海業・増養殖などの事業活動を促進する環境整備
- ・浮棧橋の整備等による就労環境の改善

#### ○浮棧橋の整備



#### ○漁港の有効活用



## 以下を拡充要求

### 大規模自然災害への対応力強化

#### ○漁業地域における防災・減災対策



避難施設の整備

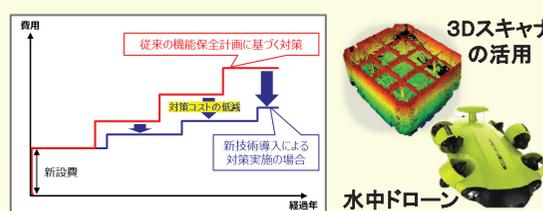


主要施設の浸水防護対策

大規模地震・津波や、気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、避難施設等の整備要件の見直し及び浸水被害を防止するための胸壁等の整備。

### 効果的な長寿命化対策の推進

#### ○機能保全計画見直しの推進



ライフサイクルコストの低減 新技術の導入

漁港施設の予防保全型維持管理への転換を促進するため、施設状況の適切な把握と機能保全計画の見直しを支援し、ライフサイクルコスト (LCC) を低減。

### カーボンニュートラルに向けた取組の推進

#### ○漁業地域におけるCO2排出抑制対策、藻場・干潟の保全・創造対策の推進



電力供給設備の整備



藻場の保全・創造

漁船や冷凍トラック等からのCO2排出を抑制するため、電力供給設備を整備。藻場・干潟の整備においては、ソフト対策と連携し、効果的な保全対策に必要な広域的な海域調査やモニタリングを実施。

# 漁港機能増進事業

【令和4年度予算概算決定額 645（800）百万円】

（令和3年度補正予算額（水産業競争力強化緊急事業のうち漁港機能増進事業） 1,000百万円）

## <対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、「海業」を振興し漁村の活力を取り戻すため、漁港の就労環境改善、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化に加えて、新たに漁港ストックの利用適正化、漁港インフラのグリーン化に資する整備を支援します。

## <事業目標>

- 就労環境が改善された漁港の割合を増加
- 機能保全計画に基づき予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある漁港において対策工事を行った割合を増加

## <事業の内容>

漁港の機能増進を図るため、以下の施設整備等を支援します。

### 1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

### 2. 安全対策向上・強靱化

防波堤嵩上げ、防潮堤改良、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、機能保全計画の見直し、災害後の土砂等の撤去 等

### 3. 資源管理・流通高度化施設

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

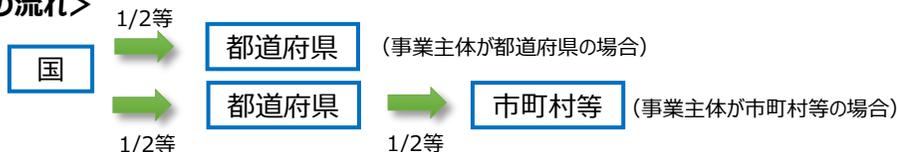
### 4. 漁港ストックの利用適正化施設

- ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
- ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
- ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設（出入管理設備、看板） 等

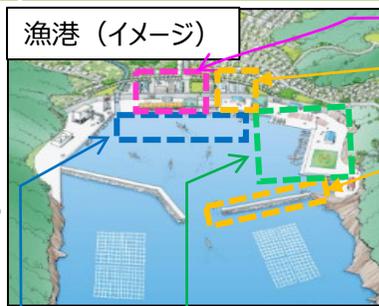
### 5. 漁港インフラのグリーン化施設

漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設（太陽光パネル等）、蓄電設備、送電線 等

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



**【漁港ストックの利用適正化施設】**

**【機能再編】**

- 用地の区画整理、整地

**【安全対策向上・強靱化施設】**

- 高架化による電源施設の浸水対策

**【資源管理・流通高度化施設】**

- 冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備の導入による荷さばき所等の流通高度化

**【有効活用促進】**

- 泊地の増深等による漁港での増養殖利用の促進
- 出入管理設備による漁港の利用区分

**【省力化・軽労化・就労環境改善施設】**

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化

**【漁港インフラのグリーン化施設】**

- 給電施設の整備による漁船、冷凍トラック等のCO2排出削減
- 再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

【お問い合わせ先】 水産庁計画課（03-3506-7897）

# 水産多面的機能発揮対策事業

【令和4年度予算概算決定額 1,700 (1,800) 百万円】

## <対策のポイント>

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う**水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援**します。

## <事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加 [令和7年度まで]）
- 安心して活動できる海域の維持

## <事業の内容>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

### 1. 環境・生態系保全

#### ① 水域の保全

藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等の活動を支援します。

#### ② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

### 2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※ 上記1及び2に併せて実施する多面的機能の**国民に対する理解の増進**を図る活動組織を支援します。

## <事業イメージ>



藻場の保全（ウコの駆除）



漂流漂着物の回収・処理



食害生物の生息分布の把握等の調査



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

## <事業の流れ>

定額 (1/2相当)

国



地域協議会（県・市・漁協等）

定額



活動組織

(1の事業)

定額

活動組織

(2の事業 (2の資機材の整備は1/2以内))

【お問い合わせ先】水産庁計画課 (03-3501-3082)

# 浜の活力再生・成長促進交付金

【令和4年度予算概算決定額 2,655 (2,655) 百万円】

(令和3年度補正予算額 (水産業競争力強化緊急事業のうち緊急施設整備事業) 4,500百万円)

## <対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン (浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、環境負荷低減対策、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

## <政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上 (10%以上 [取組開始年度から5年後まで])

## <事業の内容>

### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング**等を支援します。

### 2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備、環境対策に資する施設・機器の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策**等について支援します。

## <事業イメージ>

### 浜の活力再生プラン (浜プラン)

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

### 2. 水産業強化支援事業

#### <ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、養殖関連施設の整備、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

#### <ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)

# 離島漁業再生支援等交付金

【令和4年度予算概算決定額 1,463 (1,463) 百万円】

## <対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

## <政策目標>

- 離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）
- 離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 離島漁業再生支援交付金

#### ① 離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

#### ② 離島漁業新規就業者特別対策事業

「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して**3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

### 2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、**新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する経費等を支援するための交付金を交付**します。

### 1. 離島漁業再生支援交付金

#### 【交付対象活動】

#### ① 離島漁業再生事業

- ア 漁業の再生に関する話合い
- イ 漁場の生産力向上のための取組  
種苗放流、漁場の管理・改善、  
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ウ 漁業の再生に関する実践的な取組  
新規漁業・養殖業への着業、  
低・未利用資源の活用、高付加価値化、  
販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

#### ② 離島漁業新規就業者特別対策事業

- 漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・  
漁具を、新規漁業者に貸与を行う際のリース料を支援します。



### 2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

#### 【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

## 前計画 (H29~R3)

- 以下の4つの重点課題を設定し、漁港漁場漁村の総合的かつ計画的な整備を推進

### 重点課題

- (1) 水産物の競争力強化と輸出促進
- (2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- (3) 大規模自然災害に備えた対応力強化
- (4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出



### 情勢の変化

- 水産業・漁村を取り巻く状況
  - ・ 水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少
  - ・ 気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化
- 新たな政府方針の策定、社会情勢の変化
  - ・ 「水産政策の改革」の実施
    - 新たな資源管理システムの構築
    - マーケットイン型養殖業への転換
    - 農林水産物・食品の輸出額目標5兆円 等
  - ・ カーボンニュートラルに向けた取組の推進
  - ・ デジタル化の進展
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大 等

## 新計画 (R4~R8)

- 今後5年間に取り組むべき重点課題を以下の3つに整理

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
- (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
- (3) 「海業(うみぎょう)」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

### (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

#### ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

漁港機能を再編・強化し、**低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点**をつくる。

#### イ 養殖生産拠点の形成

国内・海外の**需要に応じた安定的な養殖生産**を行う**拠点**をつくる。



EU輸出が可能な市場



養殖場と漁港の一体的整備

### (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

#### ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した**持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制**をつくる。

#### イ 災害リスクへの対応力強化

災害に対して、**しなやかで強い漁港・漁村の体制**をつくる。将来にわたり**漁港機能を持続的に発揮**する。



藻場・干潟の保全・創造



地震・津波・波浪対策

### (3) 「海業(うみぎょう)」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

#### ア 「海業(うみぎょう)」による漁村の活性化

海業等を漁港・漁村で展開し、**地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す**。

#### イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる**漁港・漁村の環境を整備**する。



水産物直販施設



漁港を活用した増養殖

また、以下の事項についても共通する課題として取り組む。

### (共通課題) 社会情勢の変化への対応

- (1) グリーン化の推進、
- (2) デジタル社会の形成、
- (3) 生活スタイルの変化への対応

# 新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

## 産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

## 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

## 「海業<sup>うみぎょう</sup>」振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

目指す姿と主な施策

### ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ◆ 漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深
- ◆ 輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化

### イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
- ◆ 種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備

### ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
- ◆ フロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備
- ◆ ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

### イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
- ◆ 漁港・漁村における就労者等の避難対策
- ◆ 機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換

### ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
- ◆ 漁港と地域資源を生かした「海業（うみぎょう）」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり
- ◆ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出

### イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
- ◆ 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備
- ◆ 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備

主な成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合  
**45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)**
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量  
**おおむね100万トン 等**

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量  
**5年間でおおむね6.5万トン**
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合  
**27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8) 等**

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加  
**5年間でおおむね200万人**
- 漁港における新たな「海業<sup>うみぎょう</sup>」等の取組件数  
**5年間でおおむね500件**

※海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をいし、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

## （共通課題）社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進（設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等）
- ・デジタル社会の形成（産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等）
- ・生活スタイルの変化への対応（消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等）

# 漁港漁場整備長期計画

令和4年3月

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 の規定により、令和 4 年度から令和 8 年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

## 第 1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

漁港と漁場は、我が国水産業の健全な発展と国民への水産物の安定供給を図るための基盤であり、これまで一貫してその時代の要請を的確に捉えながら、漁港漁場整備長期計画に基づき、総合的・計画的に整備を進めてきた。従前の漁港漁場整備長期計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の下では、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への参画等の水産物の輸出入に関する国際情勢を踏まえた「水産業の競争力強化」等を主要な課題として位置付け、これらの課題に対応した施策を進めてきた結果、全国を代表する水産物の流通拠点となる漁港での衛生管理体制の構築、東日本大震災の被災地における復旧・復興、緊急的な老朽化対策による漁港機能の確保等について、着実な進捗が図られている。

一方で、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少が進み、加えて、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化等により、水産業と漁村を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。その中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図る「水産政策の改革」が実践段階を迎えている。具体的には、新たな資源管理システムの構築、需要に応じた養殖生産を行う「マーケットイン型養殖業」への転換等に向けた取組が進められており、また、農林水産物・食品の輸出額目標<sup>1</sup> 5 兆円の達成に向けた輸出の促進、ICT を活用した適切な資源評価・管理や生産性向上を図るスマート水産技術の活用等の取組が展開されているところである。

また、社会全体としては、国内外における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の広がり、様々な分野でのデジタル化の進展に加えて、SDGs への関心の高まりや新型コロナウイルス感染症の拡大等により人々の考え方や行動に変化が生じている。

これらの水産業と漁村を取り巻く状況の変化と水産業の現場や国民のニーズを踏まえ、水産業の基盤となる漁港・漁場に求められる役割を改めて確認し、時代の要請に的確に対応することが必要である。

漁港・漁場の整備により対応すべき具体的な課題として、水産業の成長産業化の実現に当たっては、産地の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減によ

---

<sup>1</sup> 食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）において、令和 12 年までの目標として設定

り、漁業者の所得向上と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。また、増加する海外の水産物需要を捉え、我が国水産物の輸出を促進するための体制構築が急務となっている。さらに、養殖業においては「養殖業成長産業化総合戦略<sup>2</sup>」等に基づき、生産目標や輸出目標の達成に向けた主要産地の生産から加工・流通に至る基盤強化等が必要である。

海水温の上昇等海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化する中で、持続可能な漁業生産を確保するため、漁場整備においては、環境変化への適応と新たな資源管理の取組との連携が必要である。加えて、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場・干潟等において、実効性のある保全・回復対策が喫緊の課題となっている。

沿岸部や離島等の条件不利地域に位置し、自然災害に対して脆弱である漁業地域においては、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生が切迫しており、また台風・低気圧災害が頻発化、激甚化する傾向にある。さらに、建設後 50 年を経過した漁港施設等が増加し、老朽化が進行する中、施設のライフサイクルコストの縮減を図りつつ、将来にわたり必要な施設機能を確保していくことは、持続的な漁業生産活動に当たって重要な課題である。このため「国土強靱化基本計画<sup>3</sup>」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策<sup>4</sup>」等を踏まえ、漁業地域の安全・安心の確保等災害リスクへの対応力の強化や施設の効率的かつ効果的な維持管理を進めることが急務である。

漁村に目を向ければ、人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下している。このため、地域水産業の活性化の取組と併せて、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）<sup>5</sup>等の取組により、人々が豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保に繋げていく必要がある。また、漁港・漁村における生産活動を支える人材が減少しており、多様な人材を確保するためにも安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備が重要である。

---

<sup>2</sup> 令和 2 年 7 月農林水産省策定、令和 3 年 7 月改訂

<sup>3</sup> 平成 30 年 12 月 14 日閣議決定

<sup>4</sup> 令和 2 年 12 月 11 日閣議決定

<sup>5</sup> 海業（うみぎょう）とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

以上の点を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を次の3つに整理し、水産基本計画との密接な連携のもと、各種施策と歩調を合わせつつ、漁港・漁場の整備を戦略的かつ計画的に推進することとする。

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
- (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
- (3) 「海業」<sup>うみぎょう</sup>振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

これらの重点課題への対応に当たり、脱炭素化等によるグリーン化の推進、ICTを活用したデジタル社会の形成、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に伴う生活スタイルの変化への対応についても、共通する課題として取り組んでいくこととする。

## 第2 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成13年法律第89号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第1に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次の1から3までのとおりとする。

### 1 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

#### (1) 実施の目標

##### ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

##### (目指す姿)

地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

##### (具体の施策)

「浜の活力再生広域プラン」等に位置付けられた漁協の経済事業を強化

する取組との連携の下、圏域計画<sup>6</sup>に基づき、産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約を進め、水産物の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減を図る。

水産物の流通拠点となる漁港<sup>7</sup>等においては、陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備による水産物の保存・出荷調整機能の強化と多様化する消費者ニーズへの対応強化を図る。

漁業の構造改革の取組等に伴う漁船の大型化が進展する中で、漁港整備の早期対応を図るため、漁船の大型化情報の事前共有体制を構築し、大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の計画的な施設整備を加速する。

水産物輸出を拡大するため、マーケットインの発想に基づき、輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化等の対策と地域の協議会による輸出促進の取組等のソフト対策を一体的に推進する。

また、荷さばき所や冷凍・冷蔵施設等において省エネや脱フロン等のための施設や設備の更新及び改修を推進する。加えて、産地市場における漁獲情報の処理の迅速化や省力化等に資するICTの導入を促進する。

さらに、海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加に対応するため、漁港等の陸揚・荷さばき機能の強化に迅速に対応するとともに、流通拠点となる漁港等との機能分担の下で、水産物の生産拠点となる漁港<sup>8</sup>においては、安定した漁業生産や生産活動の効率化等に資する施設機能の強化を推進する。

## イ 養殖生産拠点の形成

### (目指す姿)

養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生

---

<sup>6</sup> 圏域計画とは、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の方向性を定める計画をいう。

<sup>7</sup> 水産物の流通拠点となる漁港とは、主要な水産物の産地市場を開設している等地域の水産物を集出荷する役割を有する漁港をいう。

<sup>8</sup> 水産物の生産拠点となる漁港とは、地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港をいう。

産を行う拠点をつくる。

#### (具体の施策)

マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な養殖水産物の供給体制を構築するため、圏域計画において、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として新たに設定し、静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善による養殖適地の拡大に加えて、種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備や漁港の活用の促進を図る。また、災害・赤潮等の環境変化を的確に把握し、漁業被害の軽減に資する海域環境観測システムの構築を推進する。

さらに、漁港水域における養殖や用地を活用した陸上養殖の展開のため、漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・整序等の利用適正化と用水・排水施設等の整備等の養殖事業者の効率的な生産活動に必要な環境整備を実施する。

## (2) 目指す主な成果

### ア 成果目標

- (ア) 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制<sup>9</sup>の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を、45%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。
- (イ) 水産物の輸出拠点となる漁港<sup>10</sup>において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合を、31%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。
- (ウ) 漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむね100万トンの養殖生産を確保する。

### イ 整備目標

- (ア) 流通拠点及び輸出拠点となる漁港において、水産物の高度な衛生管理

<sup>9</sup> 総合的な衛生管理体制とは、危害要因を排除するための衛生管理対策に加え、その記録の維持管理及び提供が可能な体制をいう。

<sup>10</sup> 水産物の輸出拠点となる漁港とは、水産物の流通拠点又は生産拠点であって、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港をいう。

体制が構築された漁港の割合を、49%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。

（イ）圏域計画に基づき、おおむね20圏域で流通機能の再編・集約等を実施し、水産物の価格形成能力の向上や生産・流通コストの縮減を図る。

（ウ）養殖生産拠点地域において、各地域の生産目標を達成するため、種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る必要な機能が確保された地域の割合を、64%（令和3年度）からおおむね85%に向上させる。

### （3）事業量

産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港等のうち、おおむね90地区を水産物の流通機能の強化を図る地区として整備する。

イ 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね130地区を水産物の生産機能の強化を図る地区として整備する。

ウ 養殖生産拠点地域のうち、おおむね50地区を養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る地区として整備する。

## 2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

### （1）実施の目標

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

（目指す姿）

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

（具体の施策）

（ア）海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

海水温の上昇等の海洋環境の変化により顕在化する漁場変動や魚種変化に適応するため、海域の環境変化等を的確に把握するためのモニタリング及び収集した情報の共有体制の強化を図るとともに、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推進し、漁業生産の安定・向上、操業の効率化を図る。また、事業の実施に当たっては、国や都道府県等の研究機関との連携体制の構築や調査・実証の強化を図り、最新の知見に基づ

く効果的な事業実施に努める。

(イ) 新たな資源管理の取組と連携した漁場整備

新たな資源管理の着実な推進の方針のもと、沖合におけるフロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備を推進し、水産資源の底上げを図る。また、資源回復・増大を促進するため、高い資源造成効果が見込まれる魚種の種苗生産施設の整備を推進する。

(ウ) 藻場・干潟等の保全・創造の推進

食害生物の分布の拡大や活発化等による藻場の減少、波浪や豪雨等による干潟機能の低下等が懸念される中で、実効性のある対策を実施するため、海域ごとに策定された藻場・干潟ビジョン<sup>11</sup>に基づき、衰退要因を把握した上で、食害生物の駆除等のソフト対策と海藻が着生しやすい基質の設置や干潟の造成等のハード対策の一体的な実施を推進する。あわせて、一層の効果的な保全対策を図るため、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を進める。

また、広域的なモニタリング体制の構築、複数県にまたがる海域における国と関係地方公共団体との連携体制の構築・強化や漁業者、NPO、ボランティア等の地域の藻場・干潟の守り手の組織化により、藻場・干潟の保全活動推進体制を強化する。さらに、豊かな生態系を育む場としての機能に加えて、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場については、二酸化炭素の吸収量に関する評価手法の開発を踏まえ、水産生物の増殖効果とともに二酸化炭素の吸収効果等の藻場保全の取組の重要性を評価し、更なる取組の促進を図る。あわせて、藻場・干潟同様に多様な水産生物の生息場等の機能を有するサンゴ礁の保全・増殖に向けて、関係する技術の開発・実証等を推進する。

(エ) 閉鎖性水域における漁場環境改善の推進

閉鎖性水域においては、アサリ等二枚貝、底生魚介類、養殖ノリ等の生産安定・回復を図るため、覆砂、作れい、海底耕うん、しゅんせつ等によ

---

<sup>11</sup> ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた行動計画

る底質環境の改善、砕石敷設の施工方法等の新技術の開発・活用を推進する。また、栄養塩類の不足が懸念されている水域については、地方公共団体等と協力・連携し、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究とともに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出、保全活動等を推進する。

## イ 災害リスクへの対応力強化

### (目指す姿)

頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

### (具体の施策)

#### (ア) 漁業地域の安全・安心の確保

発生が予測されている南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や頻発化、激甚化する台風・低気圧等に備え、想定される地震動や津波高、増大が懸念される沖波波高等に基づく施設的设计条件の点検・見直しを行い、その結果を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や浸水対策を加速する。漁業地域における大規模津波や高潮等に対する浸水防護に当たっては、漁港施設及び海岸保全施設の連携による効果的な対策を推進する。

災害時の救援活動、緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島航路を有する漁港においては、被災時にあっても必要な機能が確保されるよう施設の機能強化を図り、地域の安全・安心を確保する。また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。加えて、自然災害からの復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業との連携を図り、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進する。

また、気候変動の影響により将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇等が懸念される中、自然災害への対応とともに港内静穏度の向上等の漁港施設に求められる性能を確保するための適切な設計手法等を導入する。

さらに、こうした自然災害への対応力強化を図るとともに、違法操業を取り締まり、漁業秩序及び安全な操業環境を維持するため、漁港において漁業取締船の係留に必要な岸壁等の整備を推進する。

### (イ) 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

災害発生後において、地域水産業の早期回復を可能にするため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた事業継続計画（BCP）の策定と関係者による定期的な訓練の実施、産地市場等に必要な電力供給を可能とする自立式電源の確保、漁港や養殖場を含む漁場への土砂や流木の流入・堆積に速やかに対応できる体制の整備、水産業共同利用施設の耐震性等の強化を図っていく。あわせて、被災時の円滑な初動対応のため、行政と地域の守り手として重要な役割を果たしている漁港建設業や漁協等との間で継続的に協定の締結等の連携強化を進めるとともに、ICTを活用した被災・復旧状況の情報共有等を推進する。

### (ウ) 持続可能なインフラ管理の推進

老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設、漁業集落排水施設等について、機能保全計画<sup>12</sup>に基づく予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化等を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保と持続可能な維持管理体制の構築を図る。

また、施設の利用状況に即した施設規模の適正化を推進するとともに、施設機能を見直し、最低限の補修や管理を行う等の合理的な管理手法を検討し、導入する。魚礁や増殖場等の漁場の施設については、埋没や破損等により低下した施設の機能回復による漁場再生を図っていく。

あわせて、施工・維持管理における新技術の導入・普及とともに、漁港漁場施設に関する情報のデータベース化とその利活用の促進、漁港施設等の整備・管理を担う技術者の育成と技術者が不足する市町村への支援、日常点検の効率化のための地域住民、漁業者等との連携・協働の推進を図る。

## (2) 目指す主な成果

### ア 成果目標

(ア) 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね 6.5

---

<sup>12</sup> 機能保全計画とは、漁港施設等の老朽化対策として、施設の機能を保全するために必要な補修・改修に関する計画をいう。

万トンの水産物を増産させる。

- (イ) 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる。
- (ウ) 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港<sup>13</sup>の割合を、27%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。
- (エ) 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口<sup>14</sup>の割合を、70%（令和3年度）からおおむね85%に向上させる。
- (オ) 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を、46%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。

## イ 整備目標

- (ア) 総合的な水産環境の整備を行う全ての海域<sup>15</sup>において、海域の環境変化を踏まえた対策を実施する。
- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港や災害時に物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、21%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。
- (ウ) 予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある全ての漁港で対策工事に着手する。

## (3) 事業量

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保を図るため、次の事業を実施する。

- ア おおむね3.5万haの魚礁や増養殖場を整備する。
- イ おおむね10万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。
- ウ おおむね7千haの藻場及びおおむね2万haの干潟の保全・創造に向け

---

<sup>13</sup> 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港とは、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港をいう。

<sup>14</sup> 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口とは、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される漁港背後集落のうち、水産基盤整備事業等により、想定津波高等に対応した避難施設等が確保された漁村の人口をいう。

<sup>15</sup> 総合的な水産環境の整備を行う海域とは、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を行う海域及び藻場・干潟の総合的な対策を行う海域をいう。

たハード・ソフト一体的な対策を実施する。

エ おおむね 400 漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。

オ おおむね 200 漁港で高潮・高波に対応した漁港施設の整備を実施する。

カ おおむね 200 地区で漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。

キ おおむね 800 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。

ク おおむね 200 の漁港管理者において、新たに漁港施設の維持管理における新技術の活用を図る。

### 3 「<sup>うみぎょう</sup>海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

#### (1) 実施の目標

ア 「<sup>うみぎょう</sup>海業」による漁村の活性化

(目指す姿)

海や漁村に関する地域資源を活かした<sup>うみぎょう</sup>海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

(具体の施策)

(ア) 漁港の多様な利活用の促進

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど<sup>うみぎょう</sup>海業等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における<sup>うみぎょう</sup>海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。あわせて、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

(イ) 地域活性化の取組との連携による相乗効果の発揮

地域の特性を活かした漁獲物の鮮度向上やブランド化等の漁業所得向上のための取組に加えて、<sup>うみぎょう</sup>海業等の多様な取組による活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の実践、インバウンドを含む観光需要の回復に向けての<sup>なぎさはく</sup>ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等による交流人口や関係人口を創出する取組、漁村の町並みや伝統・文化の保全等の漁村の魅力向上に必要な施設整備及び地域のまちづくりの取組との連携を推進する。また、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合等の制度の活用等に

よる地域活性化のための人材の確保・育成を図る。

## イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

### (目指す姿)

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

### (具体の施策)

漁港において、安全で働きやすい就労環境の確保を図るため、防波堤や防風柵による越波防止や防風等の安全対策、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設の整備を推進する。また、漁港近傍の磯根資源が採捕できる漁場や、漁港を利用した増養殖水面の確保を図り、安全で作業が容易な生産の場を創出する。加えて、<sup>うみぎょう</sup>海業等の展開による加工施設や交流施設等における新たな雇用機会の創出、地域と民間事業者のマッチングや連携の枠組みづくりを推進する。

また、漁村において、住みやすく快適な生活環境の確保を図るため、漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤等の整備の推進とともに、地元市町村等による漁業後継者の育成や定住促進等の取組との連携を推進する。

## (2) 目指す主な成果

### ア 成果目標

- (ア) 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね 200 万人増加させる。
- (イ) 漁港における新たな<sup>うみぎょう</sup>海業等の取組をおおむね 500 件展開する。

### イ 整備目標

- (ア) 漁港の多様な利活用に向けた取組を行う地区をおおむね 150 地区創出する。
- (イ) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、就労環境が改善された漁港の割合を、69% (令和3年度) からおおむね 85%に向上させる。
- (ウ) 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合を、80% (令和3年度) からおおむね 95%に向上させる。

### (3) 事業量

- ア おおむね 100 地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
- イ おおむね 30 地区で漁港の活用促進に資する整備を実施する。
- ウ おおむね 150 地区で就労環境や生活環境の改善に資する取組を実施する。

## 4 漁港・漁場の整備の実施における共通課題

上記 1 から 3 までの重点課題に対応する施策の実施に当たり、社会情勢の変化に伴い求められる以下の事項についても共通する課題として取り組む。なお、これらの取組に当たっては、モデル事業の実施や効果の検証等を行いつつ、全国への展開を図る。

### (1) グリーン化の推進

政府として取り組んでいるカーボンニュートラルの実現に向けて、漁港・漁場においても、環境負荷の低減や脱炭素化に向けた対応による貢献を目指す。

具体的には、漁港における設備等の電化や給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、漁港・漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。加えて、漁船の電化・水素燃料電池化に向けた研究開発等の進展も見据え、漁港における対応のあり方を検討する。また、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する CO<sub>2</sub> 由来の炭素）が注目される中、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造を推進するとともに、漁業関係団体等と連携して、藻場保全活動への社会的な関心を高め、企業による社会貢献の取組など様々な活動にも働きかけを行い、藻場保全の取組を一層強化していく。

なお、洋上風力発電等が導入される海域においては、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図る。

### (2) デジタル社会の形成

漁港・漁場の利用や施設の施工・維持管理に当たっての効率化や省力化を図るとともに、資源評価への活用や漁業の生産性向上にも寄与する ICT の導入を推進する。

具体的には、流通拠点となる漁港における迅速な漁獲報告や市場取引業務の省力化・効率化を可能にする産地市場の電子化の普及、資源評価や操業の効率化、赤潮等の漁業被害軽減に資する海域環境観測システムの活用、漁港・漁場の整備・管理の効率化・高度化を図るための ICT やドローン・ロボット技術

の活用促進、漁港・漁場に関する施設情報のデジタル化・集約化を推進する。

### (3) 生活スタイルの変化への対応

少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景とした消費者の簡便化志向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機とした食生活や働き方等の生活スタイルの変化を踏まえ、漁港・漁村における対応を図る。

具体的には、産地における一次加工や産地直送等の消費者ニーズに柔軟に対応できる水産物の提供体制づくり、産地市場等における衛生管理と併せた感染症対策の実施、都市から漁村への移住・定住や交流の受入環境づくりを推進する。

## 第3 事業の円滑な実施のために必要な事項

### 1 効率的かつ効果的な事業の実施

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施する。

#### (1) 事業の効果を相乗的に高める施策連携の推進

ア 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策や地域振興施策との連携の推進

イ 川上から川下に至る森林整備関連施策との連携の推進

ウ 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進

エ 東日本大震災の被災地における復旧・復興等関連施策との連携の推進

#### (2) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

ア 事業の果たす役割が広く国民に理解され、支持されるよう、事業評価の厳正な運用、透明性の確保の推進

イ 漁業関係者等にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港・漁場整備の将来像の「見える化」の推進

#### (3) 公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施

入札契約制度の適切な運用による工事の品質確保とともに、ICTの活用、施設の予防保全の推進等によるコスト縮減の推進

#### (4) 民間資金・能力の活用

漁港に求められる多様な機能の効率的・効果的な発揮や、<sup>うみぎょう</sup>海業等による漁村の活性化を図るための民間資金・能力の活用の推進

#### (5) 国と地方の役割に応じた取組の推進

#### (6) 循環型社会の構築に向けた取組の推進

水産資源の生育環境の改善等に寄与する間伐材や貝殻等を漁場整備に有効利用する等、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けた取組の推進  
(7) 効率的かつ効果的な効果発現に向けた施策の集中化・重点化の推進

## 2 漁港・漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化

水産業の将来を担う人材はもとより、漁港・漁場の整備や維持管理、自然災害等への緊急時の対応、地域活性化の取組等、漁村の多様な課題に対応するための人材・体制が必要とされている。このため、多様な課題に関連する知識・経験を有する地域内外の人材や組織・関係団体と連携し、先進的取組やノウハウの共有等を通じて人材の育成や各種取組の推進体制の強化を図る。

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。